

2020年9月10日

発行：完全護憲の会

〒140-0015 東京都品川区西大井 4-21-10-312

電話・FAX : 03-3772-5095

Eメール : kanzengoken@gmail.com

ホームページ : <https://kanzengoken.com/>

目次

第78回例会・勉強会の報告	P.1
別紙1 事務局報告	P.2
別紙2 政治の現況について	P.3
別紙3 緊急警告044号 専守防衛を否定する敵基地攻撃能力の保有は許されない	P.6
別紙4 読者のひろば	P.8
別紙5 完全護憲の会 勉強会のご案内	P.11

[第78回例会・勉強会の報告](#)

8月23日、都内・新橋ばる一にて第78回例会・勉強会を開催した（参加者7名；会員71名）。

例会では、鹿島委員が座長となり、事務局報告を福田共同代表が行い（[別紙1](#)）、続いて政治の現況を草野委員が報告（[別紙2](#)）した。勉強会は、冊子シリーズNo10執筆者の福田共同代表を講師に「三鷹事件」について議論した。

事務局報告では福田代表の報告に続いて、「緊急警告044号 専守防衛を否定する敵基地攻撃能力の保有は許されない」（[別紙3](#)）について起草者の柳沢氏が要旨を説明した。この中で「国連憲章51条 自衛権」の理解と解釈について、憲法9条との関連で意見交換が行われた。また、草野委員より9月・10月勉強会の内容説明（[別紙5](#)）と、これをテーマとしたシリーズNo11の冊子化予定の報告を受けた。

政治の現況報告では、草野委員から「Go To トラベルとコロナ対策」「敵基地攻撃能力の保有を求める自民党」「臨時国会早期召集を求める野党と国会情勢」「日本原燃の再処理工場本格稼働の動き」「安倍首相の広島・長崎式典で核兵器禁止条約無視」などが提起された。これを受け、主に「敵基地攻撃能力の保有」と「コロナ禍対策」の2つに集中して議論した。

敵基地攻撃論については、「国連憲章は自衛権を認めているが、どの国も自衛権の名のもとに攻め込んでいる」「自衛権は最終的に敵基地攻撃につながる」「専守防衛だけでは歯止めとして限界がある。戦争の放棄、軍備及び交戦権の否認に立脚すべきだ。さらに共倒れとなるミサイル、核戦争の先にある悲惨な戦争の現実を訴える必要がある」などの意見が出された。

コロナ禍対策については、「予想に反して酷暑でも感染者は増えている」「インフルエンザとは明らかに違う」「東南アジアの致死率の低さは注目される」「感染源の特定、遺伝子解析が必要だ」「PCR検査を全国民に行うのは無駄」「検査は治療的検査と社会的検査に判別し積極的に実施すべきだ」など活発な議論が展開された。

勉強会は、三鷹事件について講師の福田代表が＜情勢＞＜物証＞＜陰謀＞の順に約40分にわたって報告し、「三鷹事件は謀略という視点から解明すべきだ」という点が強調された。

参加者からは「謀略事件として新たな公文書はあるのか」「冊子のタイトルは『巨大な謀略を暴く』よりも『巨大な闇』が良いのではないか」「三鷹事件に公正裁判を求める法廷外の闘いは当時なかったのか」「弁護体

制にも重大な問題がある」「昨年の再審棄却という状況下でどう対応していくのか」などの意見や質問が出された。約 50 分の質疑応答のあと福田代表から、冊子シリーズ No10 の完成を進めていくとともに、「三鷹事件の真相を究明し、語り継ぐ会」の浅尾務氏とも連絡を取りながら活動を進めていく旨が表明された。

なお、9 月の勉強会は延期となっていた後藤富士子弁護士（東京弁護士会）の「日本国憲法が求める司法改革」について、第 1 回「司法制度——戦前と戦後」を開催する。[＜別紙 5＞](#)

＜別紙 1＞ [事務局報告](#)

福田玲三（事務局）

- 1) 小久保和孝氏（札幌市）、森正孝氏、浜地道雄氏より来信、柳沢修氏、後藤富士子弁護士、福田玲三氏よりブログ投稿をいただいた。[＜読者のひろば＞](#)
- 2) 当会福田玲三共同代表が自身の半生と走る楽しさ、および、自身が取材した全国の高齢者マラソンランナーの皆さんを紹介する『走る高齢者たち——オールドランナーズヒストリー』を梨の木舎から出版した。
- 3) 緊急警告 044 号「専守防衛を否定する敵基地攻撃能力の保有は許されない」をホームページに掲載した。[＜別紙 3＞](#)

4) 集会案内

***いのちを守れ！臨時国会は本格的な議論を！安倍歪流内閣認めない！敵基地攻撃能力保有反対！**

市民と野党の共同で政治を変えよう！ #0916 臨時国会開会日行動

安倍歪流の菅首班選出に抗議します。平日の昼ですが、市民の声を結集しましょう。

【拡散希望】各種共有ボタンで拡散を！ 詳細は→<http://sogakari.com/?p=4794>

日時：9 月 16 日(水)12:00～12:45

場所：衆議院第 2 議員会館前

主催：戦争させない・9 条壊すな！総がかり行動実行委員会

***九条の会東京連絡会 9・18 大集会 「安倍 9 条改憲 NO！政治を変える」**

講師：小森陽一さん（九条の会事務局長・東京大学名誉教授）

五十嵐仁さん（法政大学名誉教授） ※手話通訳あり。

日時：9 月 18 日（金）18 時 30 分～ 開場 18 時 10 分

会場：としま区民センター・多目的ホール 地図→<https://tinyurl.com/yyyypldz>

東京都豊島区東池袋 1-20-10 JR 他各線「池袋駅」東口より徒歩 5 分

※念のため事前にお申し込みください。（最大 240 名）

参加費：1000 円（学生 500 円） 障がい者手帳・生活保護受給者証をお持ちの方は無料

主催：九条の会東京連絡会 ホームページ <http://www.9jo-tokyo.jp>

連絡先：TEL 03-5812-4495 FAX 03-5812-4496 E-mail : mail9jotokyo@iris.ocn.ne.jp

※新型コロナウイルス感染状況によっては、当日、会場が閉鎖になる可能性がありますので、開催の有無については、当連絡会のホームページ、あるいは電話、メールにてご確認ください。

***第27回全国市民オンブズマン・オンライン大会2020**（ネット上で行う予定）

「コロナであればどうなった？ COVID-19が問う自治体民主主義の現実」

20/9/20（日）13:00～18:00 20/9/21（月）9:00～12:00

新型コロナウイルス感染拡大の中、かつて無いほど行政や議会の存在意義が問われています。

首長や議会の活動・対応の変化や、報道で話題になった随意契約のその後を調べてみました。例年行ってきた政務活動費情報公開度ランキング、落札率調査、包括外部監査通信簿の結果も発表します。

事前登録すればどなたでも参加出来ます。ぜひともご参加ください。先着500名。

Zoom ウェビナーについて事前登録が必要（無料）です。なるべく20/9/16（水）までにお申込み下さい。

ウェビナー登録：https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN_56ZFCVdTSOShMYc4_DJI7A

大会資料は9月19日以降、無料でダウンロードできるようにします。紙の大会資料をご希望の方には大会終了後実費を取って別途郵送する予定です。詳細は下記サイトをご参照下さい。

チラシ：<https://www.ombudsman.jp/taikai/20092021.pdf> HP：<http://www.ombudsman.jp/taikai/>

主催：第27回全国市民オンブズマン・オンライン大会2020 実行委員会

5) 当面の日程について

第79回例会・勉強会 9月27日（日）13:30～ 三田いきいきプラザ 集会室

勉強会：後藤富士子氏 講演 第1回「司法制度——戦前と戦後」[＜別紙5＞](#)

第80回運営委員会 10月4日（日）13:00～ 新橋・ばるーん（予定）

第80回例会・勉強会 10月25日（日）13:30～ 三田いきいきプラザ 集会室

勉強会：後藤富士子氏 講演 第2回「憲法と裁判所法が描く司法・裁判官」[＜別紙5＞](#)

第81回運営委員会 11月1日（日）13:00～ 新橋・ばるーん（予定）

<別紙2> [政治の現況について](#)

(1) 主なニュース一覧（2020/7/21～20/8/20）

*感染拡大の中、「Go To トラベル」スタート（2020/7/22）

*原子力規制委、六ヶ所村再処理工場の安全対策、基準に適合と判定（2020/7/29）

*野党4党、臨時国会開催要求（2020/7/31）

*自民党国防部会と安全保障調査会、「敵基地攻撃能力」の保有を求める提言案（2020/7/31）

*新型コロナ国内感染が最多更新、新たに1500人超（2020/7/31）

*政府・与党、臨時国会は10月以降、早期召集要求応ぜず（2020/8/3）

*安倍首相、広島・長崎両式典で核兵器禁止条約に言及せず（2020/8/6、9）

*小泉環境相ら閣僚4人、靖国神社参拝（2020/8/15）

*GDP 戦後最大の下落 4～6月期年率換算27.8%減（2020/8/17）

(2) 新聞社説、ニュース記事（議論の活発化のため、あえて意見の異なる主張も掲載）

①東京新聞 TOKYOWeb 2020年7月22日 ※ニュース記事

安倍首相「経済再開の方針に変わらない」 Go To 実施に理解求める

安倍晋三首相は22日午前、「Go To トラベル」について「国民の協力をいただきながら慎重に経済活動を再開していく方針に変わりはない」と実施に理解を求めた。官邸で記者団に語った。対象地域やキャンセル料補償を巡る方針転換を自ら説明するかどうかに関しては「菅義偉官房長官らがほぼ毎日説明している」と述べるにとどめた。

②産経新聞 2020年7月29日 ※ニュース記事

再処理工場が正式合格 規制委、審査書を決定 本格稼働へ大きな一歩

原子力規制委員会は29日の定例会合で、日本原燃が本格稼働を目指す使用済み燃料再処理工場（青森県六ヶ所村）について、安全対策が新規制基準に適合しているとする審査書を決定、安全審査に正式合格した。原燃は令和3年度上期の完工を目指す。今後も詳細な工事計画の審査などが続くほか、本格稼働には地元の青森県と六ヶ所村の同意が必要で、稼働時期の見通しは不透明な状況だ。

再処理工場は原発の使用済み燃料から、再利用できるプルトニウムやウランを取り出す。燃料を繰り返して使う国の「核燃料サイクル政策」の中核施設で、今回の合格は本格稼働に向けた大きな一歩となる。

ただ、今後も続く工事計画の審査では、原発と比べて審査対象となる施設や機器が広範に及ぶ。原燃が掲げる工事終了の目標時期について、規制委の更田豊志（ふけた・とよし）委員長は「達成しようとするなら、相当の工夫と決意が必要」と指摘。審査の長期化も懸念される。

また、本格稼働したとしても、再処理した燃料の利用先となる原発の再稼働が進んでいない現状で、どの程度の需要が見込めるのかは未知数だ。

原燃は平成26年1月に安全審査を申請。耐震設計の目安となる揺れ（基準地震動）の想定を大幅に引き上げたほか、再処理の工程で発生する高レベルの溶液や廃液が蒸発し、放射性物質が拡散する事故に備え、冷却設備や電源を強化するなど対策をとった。敷地が海拔55メートルにあるため、津波の影響は受けないとした。審査会合は113回で、期間は6年以上に及んだ。総事業費は13兆9400億円に上る見通し。

再処理工場は同5年に着工され、当初は9年の完成予定だったが、トラブルや東京電力福島第1原発事故の影響などで完成時期が24回にわたって延期された。

規制委は今年5月、事実上の合格となる審査書案をまとめ、意見公募（パブリックコメント）などを実施していた。

③朝日新聞 2020年7月31日 ※ニュース記事

「相手領域内でも阻止能力を」 敵基地攻撃で自民部会

自民党の国防部会と安全保障調査会は31日、陸上配備型迎撃ミサイルシステム「イージス・アショア」の配備断念を受け、政府に対して「敵基地攻撃能力」の保有を求める提言案を了承した。来週中にも党内手続きを経て決定し、安倍晋三首相に提出する。

政府は国家安全保障会議（NSC）で、新たなミサイル防衛体制などについて議論している。年末にも改定する方針の国家安全保障戦略などで敵基地攻撃能力の保有に踏み切れれば、日本の安全保障政策の転換点となる。首相官邸は前向きだが与党・公明党は慎重で、首相の残り任期が来年9月までとなり、内閣支持率が低迷するなか、導入を決められるかは不透明だ。

自民党の提言案は、北朝鮮の脅威に加え、尖閣諸島周辺で領海侵入を繰り返す中国を念頭に「グレーゾーンの事態が長期継続し、重大な事態へと急速に発展するリスクをはらんでいる」と強調。従来の弾道ミサイル防衛にとどまらず、中国やロシア、北朝鮮の新たなミサイル技術に対応する必要性を指摘した。その上で「相手領域内でも弾道ミサイル等を阻止する能力」との表現で敵基地攻撃能力の保有を求めた。

敵基地攻撃能力の検討では、攻撃を防ぐのに他に手段がない場合に限り、ミサイル基地をたたくことは法的には自衛の範囲内との政府見解を踏まえると言及。防衛力の整備は「攻撃的兵器を保有しないなど、自衛のために必要最小限度のものに限る」との従来方針も維持し、早急に結論を出すよう政府に要請した。

自民党はこれまでも敵基地攻撃能力の保有を繰り返し提言している。政府は日本が専守防衛の「盾」に徹し、打撃力の「矛」は米軍に委ねるとの役割分担のもと、保有を否定してきた。

首相は6月の記者会見で「抑止力のあり方について新しい議論をしたい」とし、敵基地攻撃能力について

でも議論する方針を突如表明した。自民党は同月末に検討チームを設置し、1 カ月で提言案をまとめた。政府は 9 月まで NSC で議論を行い、世論の動向も見極めつつ、年末までに新たな安保戦略を決める方針だ。(北見英城、佐藤達弥)

■自民党提言案の骨子

- ・ イージス・アショアの代替機能を早急に示すべきだ。その際、米国の統合防空ミサイル防衛 (IAMD) との連携を確保
- ・ 日米の基本的な役割分担は維持しつつ、同盟全体の抑止力・対処力を向上
- ・ 相手領域内でも弾道ミサイル等を阻止する能力を含め、抑止力を向上させる新たな取り組みが必要。従来政府の立場は踏まえる
- ・ 宇宙、サイバー、電磁波領域や、政府としての情報機能の強化も検討

④朝日新聞 2020 年 7 月 31 日 ※ニュース記事

「朝令暮改、支離滅裂…」政権を痛烈批判した召集要求書

朝令暮改、支離滅裂の対応を続け、国民を混乱に陥れている——。立憲民主党など野党 4 党が 31 日に衆院に提出した臨時国会召集の要求書は、安倍内閣の新型コロナウイルス対応を痛烈に批判する言葉が並んだ。憲法 53 条に基づく要求書の要旨は、次の通り。

安倍内閣は、新型コロナウイルス感染症への初動対応を完全に誤った。「アベノマスク」に象徴される科学的根拠のない的外れ、後手後手の対応は事態を収束させるに至らず、第 2 波到来とも言うべき深刻な事態を招いている。

安倍内閣の失敗は、わが国経済に甚大なダメージを与えた。多くの事業者が倒産・廃業に追い込まれたことは、痛恨の極みと言うほかない。「Go To トラベル」に象徴される朝令暮改、支離滅裂の対応を続け、国民を混乱に陥れている。

政府与党はこの間、われわれが再三再四要求した、総理出席の予算委員会集中審議の開催にも応じていない。総理の記者会見も、6 月 18 日以降行われていない。安倍内閣が説明責任を果たそうとしないことに、国民の政治への不信感は増すばかりである。

新型コロナに対し、国民が一丸となって立ち向かっていくためには、国会を召集し、国民の英知を結集させるしかない。各地の豪雨災害に対応するためにも、早期召集は不可欠である。

安倍内閣は、那覇地裁が憲法 53 条に基づく臨時国会召集は「憲法上明文をもって規定された法的義務」と判示したことを重く受け止め、責任ある対応を取られたい。(小林豪)

⑤東京新聞 TOKYO Web 2020 年 8 月 1 日 ※ニュース記事

4 日連続で国内感染が最多更新 新たに 1500 人超

国内の新型コロナ感染者は 31 日、新たに 1578 人が確認されて 1 日の感染者の最多を更新した。更新は 4 日連続。東京で初の 400 人超えとなったほか、大阪は 200 人を超え、愛知と福岡は 100 人を超えた。

これまでの感染者は計 3 万 6327 人となった。クルーズ船ダイヤモンド・プリンセスの乗客乗員を含めると感染者は計 3 万 7039 人。死者は千葉、埼玉、福岡、大阪でそれぞれ 1 人、東京で 2 人増えて、計 1026 人となった。

東京は大幅増の 463 人。大阪は 216 人。名古屋市、福岡市はそれぞれ 100 人を超えた。このほか沖縄 71 人、兵庫 62 人、埼玉 57 人、神奈川 53 人など。(共同通信)

⑥毎日新聞 2020 年 8 月 6 日 ※ニュース記事

臨時国会、来月下旬以降 「首相隠し」批判強まる 政府・与党調整

政府・与党は5日、臨時国会を9月下旬以降に召集する調整に入った。新型コロナウイルスの感染再拡大を踏まえた追加対策は2020年度第2次補正予算に計上した10兆円の予備費で対応可能と見ており、安倍晋三首相は秋の内閣改造・党役員人事もにらみつつ、召集時期を慎重に判断する方針。政権は野党の憲法53条に基づく早期国会開会要求も事実上拒否し続けており、野党は「首相隠しだ」と批判を強めている。

「かたくなに『とにかく嫌だ嫌だ』ということなんです。本当に困ったもんだ」。立憲民主党の安住淳国対委員長は5日、自民党の森山裕国対委員長と会談後、国会の閉会中審査への首相の出席を取り付けられなかったことを皮肉を交えて説明した。

⑦毎日新聞 2020年8月15日 ※ニュース記事

靖国参拝の小泉進次郎氏「大臣になってもちゅうちょなかった」 4閣僚が参拝

小泉進次郎環境相、高市早苗総務相、萩生田光一文部科学相、衛藤晟一沖縄・北方担当相は終戦の日の15日、東京・九段北の靖国神社を参拝した。閣僚による終戦の日の参拝は4年ぶりで、4閣僚の参拝は第2次安倍内閣発足後、最多となる。

参拝後、小泉氏は記者会見で「毎年行っている。大臣になったからといってちゅうちょはなかった。参拝がニュースになることがなくなる時代にしなければいけない」と述べた。小泉氏の父・純一郎氏は首相在任時の2006年の終戦の日、靖国に参拝している。

小泉氏以外の3氏は私費で玉串料を奉納し、閣僚の肩書を記帳したと明らかにした。小泉氏は不明。高市氏は記者団に「どのように慰霊するかは、それぞれの国の国民が判断することだ。決して外交問題にしてはいけない」と語った。衛藤氏は中韓両国が反発する可能性について問われると「中国や韓国から言われることではないはずだ。そういう質問は異常だ」と述べた。

4閣僚参拝について、公明党幹部は「首相が参拝しない中で閣僚の参拝はいかなものか。4人というのはい多い」と批判した。

第2次内閣発足後、13～15年は終戦の日に3閣僚が参拝。16年に当時総務相だった高市氏と五輪担当相だった丸川珠代氏が参拝して以来、全閣僚が終戦の日の参拝を見送っていた。【畠山嵩、花澤葵】

<別紙3> [緊急警告044号](#)

専守防衛を否定する敵基地攻撃能力の保有は許されない

2020年8月4日、自民党のミサイル防衛に関する検討チームが、安倍首相に「他国領域内への打撃力保持」を含む抑止力向上のための提言を行い、首相は記者団に「提言を受け止め、しっかり新しい方向性を打ち出し、速やかに実行していく」と表明した。

杜撰な立地選定や住民への説明不足で候補地が決まらず、さらに技術的に大きな欠陥があることも発覚して、陸上配備型迎撃ミサイルシステム「イージス・アショア」配備計画が頓挫した。4,500億円以上の巨費が見込まれた計画で、その費用対効果も不明な計画の中止は喜ばしいことと思っていた矢先、代替として唐突に出てきたのが上記の提言である。

「他国領域内への打撃力保持」と表現は変えているものの、意味するところは「敵基地攻撃能力の保持」である。河野太郎防衛大臣が計画中止を発表したのが6月15日。その後の1か月半の、まさにコロナの第二波が日本中に拡大している最中に、こうした危険極まりない提言を作り、首相がこれを受け取り、政府で検討すると約したのである。

「敵基地攻撃能力」とは、日本が攻撃を受けた、あるいは攻撃を受けそうな国の軍事基地を先制又は予防のために攻撃し、その国の領域内で軍事施設や武器を破壊し、自国を守る軍事的能力のことである。今までの専守防衛とは全く違う概念である。

そもそも、日本は憲法 9 条によって永久に「戦争の放棄と戦力及び交戦権の否認」を規定している。この 9 条の下で、専守防衛論の立場を 1956 年の鳩山一郎首相の答弁を基軸として、自民党の長期政権は一貫して政府見解としてきた。その見解とは、

「わが国に対して急迫不正の侵害が行われ、その侵害の手段としてわが国土に対し、誘導弾等による攻撃が行われた場合、座して自滅を待つべしというのが憲法の趣旨とするところだというふうには、どうしても考えられないと思うのです。そういう場合には、そのような攻撃を防ぐのに万やむを得ない必要最小限度の措置をとること、たとえば誘導弾等による攻撃を防御するのに、他に手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたたくことは、法理的には自衛の範囲に含まれ、可能であるというべきものと思います」

しかし、自民党はあえて引用していないが、鳩山答弁には後段がある。すなわち、

「相手国領域内の基地をたたくことが防衛上便宜であるというだけの場合を予想し、安易にその基地を攻撃するのは、自衛の範囲には入らない」と釘を刺しているのである。

この答弁から見ても、「敵基地攻撃論」はこの歴代自民党政府の「専守防衛論」さえ反故にし、東アジアの緊張激化を扇動するものだ。

そして、国連憲章もまた、以下の通り自国に向けた「武力攻撃が発生した場合」に限り、対抗手段としての武力攻撃を認めているが、先制攻撃や予防攻撃は禁止しており、国際法違反となる。

国連憲章第 51 条の条文は次の通り。

「この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。この自衛権の行使に当って加盟国がとった措置は、直ちに安全保障理事会に報告しなければならない。また、この措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持または回復のために必要と認める行動をいつでもこの憲章に基づく権能及び責任に対しては、いかなる影響も及ぼすものではない。」

以上の通り、先制攻撃や予防攻撃は国内法、国際法のいずれにおいてもできないのである。

自民党は第二次安倍政権下で 2 度、敵基地攻撃能力の検討を提言してきたが、さすがに安倍政権もこれを採用してこなかったのであるが、今回「イージス・アショア」の頓挫をチャンスと捉えたのか、歴代防衛大臣等国防族議員を中心とする前記検討チームが、代替案の一つとして出してきたのが「敵基地攻撃能力」なのである。おそらくは、安倍首相あるいはアメリカからの何らかの指示なり圧力があつてのことではないかと推測される。

さて、百歩譲って鳩山首相の前段の答弁を認めたとして、「攻撃してきた」あるいは「攻撃してきそうな」をどうやって判断するかである。

2003年3月、アメリカはイラクに先制攻撃を仕掛け、イラク戦争が始まる。その時の大義は「大量破壊兵器の存在」であったが、結局大量破壊兵器は見つからなかった。世界最高水準の軍事情報力・技術力を持つアメリカでさえ、確実な情報を掴むのは至難の業なのである。

そんなアメリカと軍事同盟を結び、盾（専守防衛）と矛（敵国攻撃）の役割分担をしてきた日本の情報力や技術力で、他国が攻撃を仕掛けてくることを察知できるのか。あるいは攻撃してきた場合、それが日本領土めがけてきているかを瞬時に判断できるのか。いずれの場合も非常に難しく、不可能に近いと言わざるを得ない。「イージス・アショア」計画の頓挫に見られるような無計画性や技術力・情報力のない日本にそんな高度な能力は期待できず、時間と金の無駄である。

安倍政権は、憲法の解釈変更によって安保法制を強引に成立させた時も、中国・北朝鮮の軍事力増強の脅威をあげ、「日本の領土と日本人の生命・財産を守っていくのは政府の責務」と強調してきたが、多くの国民が求めているのは軍事力の増強ではなく、平和的な対応と外交努力である。

日本の対東アジア外交は、北朝鮮はもちろんのこと、韓国とも戦後最悪の状況と言われ、米中関係悪化のあおりを受けて、いつ日中関係が悪くならないとも限らない。アメリカ一辺倒の追従外交の故に、東アジア諸国との外交は空白状態が続いている。これを平和的話し合いで改善する事こそが、最大の自国防衛であることを政権は認識し、不断の努力を傾注すべきである。「敵基地攻撃能力」という暴挙によって、戦争の惨禍を再び繰り返してはならない。

2020年8月15日

<別紙4> [読者のひろば](#)

(通信・ご意見・ご指摘など、なるべく600字以内で投稿歓迎)

■ 来信： 戦中・戦後の歴史的事実の再発見、再認識が護憲活動の出発

札幌市・小久保和孝

「いつか日系人が米国大使となる日が来るかもしれません」(ダニエル・イノウエ)

「日本には由緒ある武家の末裔(まつえい)・旧華族や皇族の関係者が多くいる。彼らが今、社会や経済のリーダーシップを担っている。あなたがた日本人は、貧しいことなどを理由に日本を棄てた“出来損ない”ではないか。そんな人を駐日大使として受け入れるわけにはいかない」(岸信介)

日系アメリカ軍のあの442部隊で参戦、右腕を失ったが生き残りの英雄、日系人として初めてアメリカ連邦議会下院議員となったダニエル・イノウエが1959年来日し、当時の岸首相と面談した際の二人の発言である。

1946年7月15日、ホワイト・ハウスで442部隊の帰国祝賀会でのトルーマン大統領は祝辞で「諸君は世界の自由諸国のために戦った。敵軍に向かって戦ったばかりでなく、偏見に対しても戦い、そして見事、打ち勝ったのです」と讃えて労をねぎらった。

戦後、結果として得た“新しい憲法”の中で国民に知らされずにGHQ[連合軍総司令部]の言論統制下の生活が続いていた。講和後は、それが対米従属政権党政府の巧妙な国民コントロールのマスメディア支配に変わった。そのため広く国民の共有財産となるべき事実や反憲法的事実は報道すらされないこともあった。

そのため国民は“新しい憲法”のめざした国づくりに向かえず、新憲法体制の骨抜き生活へと誘導されていた。今、護憲のために私たちは戦中・戦後事実の再発見・再認識を迫られている。

■ ブログ： 「法の理想」を指針として——「共同監護」を創造するために

後藤富士子（弁護士）

1、「単独親権」から「共同親権」への法の進化

民法 818 条は「父母の共同親権」を定めている。家父長的「家」制度をとっていた戦前の民法が「家に在る父」（一次的）または「家に在る母」（二次的）の単独親権制を定めていたのと比較すると、革命的転換であった。その根拠になったのは、「個人の尊厳と両性の本質的平等」を謳った日本国憲法 24 条である。「個人の尊厳」という点から親権に服する子は未成年者に限定され、親権は未成熟子の監護教育を目的とする子のための制度であることが明らかにされた。また、「両性の本質的平等」という点で「父母の共同親権」とされている。すなわち、戦後の日本の出発点は、家父長的「家」制度を廃止し、「単独親権」から「父母の共同親権」へ進化したのである。換言すれば、「父母の共同親権」は、まさに「法の理想」であったのだ。

一方、民法には同時に、「父母の共同親権」の例外も定められていた。その 1 つが民法 818 条 3 項但書で、「父母の一方が親権を行うことができないときは、他の一方が、これを行う」という定め。あと 1 つが、民法 819 条であり、離婚により父母のどちらかの単独親権とされ、また、父が認知した非嫡出子について父が親権者となる道が開かれているものの、父母のどちらかの単独親権である。

それでは、いかなる理由により、「法の理想」とされた「父母の共同親権」につき、このような例外規定が設けられたのであろうか？

まず、民法 818 条 3 項但書の「父母の一方が親権を行うことができないとき」というのは、親権を行使するのについて法律上または事実上の障害がある場合である。法律上の障害としては、①後見開始等の審判を受けたとき、②親権・管理権の喪失または停止の宣告を受けたとき、③親権・管理権の辞任をしたとき等があり、事実上の障害としては、④行方不明、⑤受刑中、⑥心神喪失または心身の著しい障害があるとき等とされている。③のように親権者本人が辞任する場合ですら「やむを得ない事由」が要件であるうえ家裁の許可が必要である（民法 837 条）。すなわち、当該親権者について、他方の親権者とは無関係に、親権の行使において絶対的な「障害」がある場合と考えられる。

これに対し、離婚や父が認知した非嫡出の場合、前記のような絶対的な「障害」はないから、なぜ単独親権にしなければならないのか、説得力に欠ける。おそらく、同居していない父母が親権を共同行使しなければならないとすると、便宜上「子の福祉」を害すると考えられたのであろうが、戦前の「家に在る父または母」という規定の名残かもしれない。そして、単独親権者を父母のどちらにするかについて父母の協議が成立すれば問題はないが、協議が成立しない場合には、裁判所に争いが持ち込まれることになる。しかし、その法的争いは、出発点からして、「父母の共同親権」という法の理想と矛盾している。この点でこそ、単独親権制の是非が問われなければならないのである。

2、離婚前の共同親権の下で「共同監護」を実現しよう

2009 年、オバマ大統領により米連邦最高裁判事に任命されたソニア・ソトマイヨール（初のヒスパニック系）は、2018 年 10 月に邦訳刊行された著書『私が愛する世界』の中で、「法律の実務には理想主義の居場所があるのであり、それがこの職業に就く動機となっている。」と述べている。

私は、いたく共感するが、日本の現実とは別世界である。日本の司法には「理想主義の居場所」などないし、法律家になる動機も、それとは無縁のようである。しかし、それでは、司法を利用せざるを得ない国民が不幸というほかない。

現に、父母の一方が子どもを連れ去って離婚請求する事件が家裁を席卷している。離婚は夫婦間の法的問題であるのかかわらず、離婚後は父母のいずれかの単独親権とされているために、子を連れ去り別居した配偶者は、離婚成立前の段階で「単独親権者」のように振る舞い、他方配偶者の親権を侵害して憚らない。そのこと自体、現行法に反しているのであり、「父母の共同親権」という法の理想を踏みにじるものである。したが

って、親権を侵害された他方配偶者が被る理不尽な不幸を放置してよいはずがない。

離婚は、調停前置主義であっても、合意が成立しなければ、訴訟で最高裁まで争う道が保障されている。そして、離婚が確定するまでは「共同親権者」の法的地位を保持できる。したがって、離婚が確定するまでの間、いたずらに「親権・監護権の争い」をするのではなく、「共同親権者」として、離れて暮らす子どもとの親子関係構築に全力を傾注すべきである。それによってのみ、離婚後の「共同養育」も可能になろう。理想主義の居場所がない日本の司法の下にあっても、私たちは、「父母の共同親権」という法の理想を追求したい。それが、単独親権制を廃止する確かな進路と思われる。

(8月4日)

■ ブログ： 護憲勢力の歴史的勝利を祝う

福田玲三（完全護憲の会）

さる8月28日午後2時、安倍晋三首相の辞意表明がテレビで伝えられ衝撃が走った。ついで5時からの記者会見で安倍首相は持病再発のためとして辞任の意向を表明した。第2次安倍政権は、2012年12月26日の発足から約7年8カ月で幕を閉じる。

記者会見で、「改憲の機運が高まらなかった理由は」と聞かれ、首相は「国民的な世論が充分盛り上がらなかったのは事実で、それなしに進めることはできないと痛感している」と答えた。選挙の度に公約に掲げて信任されたから、「改憲は国民に支持された」と強弁していた首相が、初めて国民の支持を得られなかったことを認めた。

「国民的な世論が充分盛り上がらなかった」とは、裏を返せば国民が改憲攻勢に執拗に抵抗したということだ。1946年11月3日、現憲法が公布されて以来、74年間、保守反動派は常に改憲の攻勢を継続してきた。特に最後の8年間、自民党中最右翼の安倍派は権力を笠（かさ）に、ここぞとばかりに猛攻を重ねた。だが、ついに護憲の砦を抜くことはできなかった。現憲法条文は無傷で守り抜かれた。国民はこの試練を乗り切った。敵失とはいえ、この経験は貴重だ。憲法は確かに国民の宝として守り抜かれた。この勝利を私たちは、護憲政党やそれを支えた護憲の団体、個人とともに祝賀したい。

首相の退陣表明直後、8月29、30日に行われた共同通信世論調査によれば、新内閣が取り組むべき課題9項目の内、「憲法改正」は最下位の5.5%。つまり積極的反対派と無関心層をあわせて90%を超えている。このような不人気な課題に本気で取り組む政治家は——怨念につかれていない限り——当分は現れないだろう。

護憲の運動は74年間の試練を経て新たな段階に入った。改憲の挫折で気落ちした保守反動派を直ちに追撃し、第2段階の護憲運動を有利に展開する足場を固めなければならない。

具体的に集中すべき課題を挙げれば、①戦争予算を大幅に削減し、民生予算を大幅に増額する②戦争産業を孤立化し、民生産業を拡充する③第1次、第2次安倍政権下に行われた改正教育基本法（06年12月）、第2次政権下の特定秘密保護法（13年12月）集団的自衛権行使容認（14年7月）安全保障関連法（15年9月）の実質的空文化を進める④護憲教育を展開し、護憲活動を敵視する風潮を一新する⑤歴史教育を強化し、国内外の戦争被害を学び、特に近隣諸国への加害を直視し、自虐史観批判を一掃する⑥辺野古の埋め立てを停止し、沖縄の軍事基地を削減する⑦核兵器禁止条約へ参加する⑧森友、加計、桜問題を解明し、不法行為者を処罰する⑨コロナ対策の透明性、検査の拡大、正当な補償を計る⑩原発を全廃し、再生可能エネルギーを開発する⑪格差を是正し、不正規労働者を解消する、など。

後継内閣が現政策を転換するというより、継承するとの予測もあり、私たちは一層の警戒心をもって、後継政権の動向を注視し、違憲行動を萌（ほう）芽のうちに摘発し、平和擁護勢力との提携を強化したい。

極右安倍政権の退陣を、何よりも、18年4月19日に逝去された岡部太郎元共同代表の霊に報告したい。氏は、当会シリーズ第3号『戦前の悪夢・戦争への急カーブ』の中で最後まで安倍政権の戦前回帰政策に危機感を抱き続けられていた。

(8月31日)

■ 来信

* 森正孝氏 《you tube デモ・リサ放送!(民主主義研究所)》より抜粋

《学校では教えない本当の沖縄》シリーズ ☆ゲストは山崎ひろみさん☆

○全三部のパート 3!!

「日米地位協定ってなんだ?」

<https://youtu.be/4FZng1J6jp0>

○全三部のパート 2!!

「日米地位協定ってなんだ

ーアメリカに尻尾を振り続ける日本!

これじゃ、あんまりでしょ?」

<https://youtu.be/Bmc1u8FU3BQ>

○全三部のパート 1!!

「日米地位協定ってなんだ

ー日本はアメリカの植民地なの?」

https://youtu.be/ZQ4beM8zr_s

♡お願い!! ①ご友人・知人への拡散をお願いします。

②チャンネル登録をお願いします。

* 浜地道雄氏 (9条地球憲章の会・世話人) より抜粋

・ノーベル平和賞発表 10月9日(オスロ)

今回も「九条の会」(澤地さんは呼びかけ人)を推薦

<http://www.9-jo.jp/index/160925sewaninkai.html>

・コロナパンニックによる大学運営・経営をはじめとする「(グローバル)教育」の難しさ

<http://jiel.jp/hitokoto/backnumber/20200810.html>

<別紙5> [完全護憲の会 勉強会のご案内](#) (2回連続講演会)

日本国憲法が求める司法改革

「戦後日本の司法制度が手にした最大のものは、違憲法令審査権である」(『官僚司法を変える——法曹一元裁判官』後藤富士子著 現代人文社)と言われる。

だが、「憲法の番人」である裁判所はこの役割を果たし得ていない。果たしていないどころか、多くは憲法判断を回避するか憲法違反の悪法を合憲として追認している。司法が社会の悪化を加速させているとも言える。

この司法の現状を改革することなくして、社会の悪化は止められない。

日本国憲法が求める「司法改革」とは何か。長年、「司法改革」の必要性を訴えてきた後藤弁護士に講演していただき、学びたいと思います。多くの皆様の参加をお待ちします。

講師 後藤 富士子 氏 (弁護士・みどり共同法律事務所)

第1回 「司法制度——戦前と戦後」

9月27日(日) 午後3時~4時30分 (例会は13:30~14:50)

第2回 「憲法と裁判所法が描く司法・裁判官」

10月25日(日) 午後3時~4時30分 (例会は13:30~14:50)

会場 三田いきいきプラザ 集会室 (東京都港区芝 4-1-17) <https://shiba-ikiiki.com/mita/access/>

都営地下鉄 三田線・浅草線 「三田駅」A9 番出口より徒歩 1 分

JR 山手線・京浜東北線 「田町駅」西口より徒歩 8 分

資料代 300 円（例会資料含む）

※新型コロナウイルス感染問題が深刻化した場合には、日程の変更もあり得ますので、ご注意ください。

日程の変更は下記、完全護憲の会 HP を参照するか、または事務局までお問い合わせください。

・完全護憲の会 HP : <http://kanzengoken.com/> ・事務局電話番号 : 03-3772-5095

[目次に戻る](#)